

本野英一著

『伝統中国商業秩序の崩壊  
—不平等条約体制と  
「英語を話す中国人」—』

曾 田 三 郎

開港後の中国社会の変化については、実態そのものよりも、締結された通商条約の条文をもとに語られることが、これまでしばしばあった。しかしたとえば日本と比較すると、条約文からの推測とは反して、開港が中国に与えた衝撃はさほど強いものではなかった。いうまでもなく衝撃の度合いは、所与の社会の構造によって左右される。日本の北京公使館で通訳官として働き、19世紀末の中国商業調査にも従事した榎原陳政は、「清国商況視察復命書」を連載した『通商彙纂』の最初の号で、日本の中国貿易不振の要因の一つとして、中国商人の「連合団結」を指摘していた。明治の日本人にとって、中国商人の団結性は常識であったが、近年、こうした中国社会認識があらためて提示されるようになった。本書の主要な関心は、商人間の団結性も含む中国の伝統的な商業秩序が何時、如何なる要因によって瓦解するに至ったかを、中国社会の内側から究明することにある。こうした問題関心と緻密な実証作業は、本書を優れた歴史学の書物としている。

**本書の概要**

本書は5部全16章からなっているが、限られた紙幅を有効に使用するために、冒頭で各章の見出しを提示することはしない。また他の雑誌にも書評が

掲載されると思われるので、できるだけ焦点を絞った紹介と批評をすることにしたい。まず「序論」と「結論」から、本書で検討する主題と得られた結論を確認しておこう。本書の主題は、子口半税の課税という条約上の特権と企業の有限責任制を享受する中国人の人脈形成（この主題には、こうした中国人の人脈形成がなされなかった場合に生じる事態への関心も含まれている）とそれへの在華イギリス人社会の反応に整理することができる。私にとってとくに興味深かったのは前者の問題であるが、条約特権と有限責任制を享受する中国人人脈の形成は1880年代から始まり、イギリス商社の買辦が地主であって地方政治に影響力を行使できるような中国人と提携して事業関係を築き始めるといった形態で進んだ。この事態の拡大を押し止めることのできる有力な対策を清朝が打ち出せなかったことから、書名に即して表現すれば、伝統中国の商業秩序は「全面瓦解」するに至った（311頁）。

ここで留意しておくべき点は、開港から約半世紀を経て旧商業秩序が崩壊に向かう契機が生じたこと、それにその契機はイギリス人社会の原理に惹かれる中国人有力者の出現という内的反応だったことである。前者は日本社会との比較という点で興味のある問題であるが、ここでは本書の内容に即して、後者の問題について若干詳しく言及しておきたい。旧商業秩序の崩壊が条約特権と有限責任制への内的反応の結果であったことは、在華外国当局や商社それ自体の力だけでは条約上の規定等を実態化させ、中国市場を掌握することが困難であったことを示している。その具体的な証明が、第7章までの商事裁判等を事例とする輸出入取引制度をめぐる対立の分析であり、アロー戦争以後、日清戦争期までの在華外国企業には、条約特権に守られて「中国国内市場を牛耳っていた姿は全く確認できない」とされている（124頁）。この点および次に若干具体的に言及する条約特権等の享受をめぐる中国社会内部からの反応への分析は、開港をめぐる中国社会経済史や日中比較研究に再考を迫るものとなっているといえよう。

さて条約特権等を享受する中国人人脈の形成であるが、具体的な事例はさほど多くのものが提示されているわけではない。その最初のものとして叙述されているのが1880年代に入ってから怡和絲廠の再建であり、出資者の一人である徐鴻遠（隸山、絲棧経営者）は伝統的商業秩序を瓦解させるきっかけを作った「張本人」（145頁）だとされている。株

主の有限責任制が適用されたこの絲廠のために、徐は子口半税特権を利用して無錫で原料繭の買い付けを行った。取引相手は無錫の地主で薛福成の息子の薛南溟らであった。これ以外に、三井物産等が創設した日本向け繰綿加工工場への三聯単を利用した原綿の買い付けに関する言及もあるが、多くは上海の絲廠の無錫や紹興での乾繭買い付けである。19世紀末から20世紀初めにかけての、こうした条約港社会での企業創設とそれに呼応する内地の地主（紳士）の出現は、以前、中村義が指摘した、日本による汽船航路開拓に対する湖南紳士の協力関係から見ても、大いにありうることと考えられる。

下関条約の締結の結果、条約特権を自分たちに協力する中国人に供与できる外国人の経営する工場の活動が承認されたことによって、清朝は「税の請負徴収を代償とした特定団体による何らかの経済活動の独占」（6頁）という伝統的な商業秩序の再編に迫られた。そのための具体策が19世紀末における各地方での商務局の設置であり、20世紀に入ってから商部＝商会体制の樹立であった。しかしそれは成功するに至らず、「明代以来の王朝国家による伝統的な商人支配体制は最終的に瓦解」した（185頁）。一方、在華イギリス商人は1880年代末期から条約特権等を武器に自らに協力する中国商人を操り、中国の伝統的な商業秩序を掘り崩していった。ところが香港で有限責任会社を登記して、香港政庁の法的管轄権の及ばない中国本土で事業展開する中国人などが続出したために、辛亥革命の頃には、在華イギリス当局は中国人にこの制度を利用させない方向に転換していった。以上の結果は、買辦や中国商人の側から見たとき、「彼らの財産の安全を制度的に保証してくれる」ものが誰もいなくなったことを意味した（265頁）。

#### 批評と意見

以上、「序論」での主題の設定に即して、文字どおりに本書の骨子を整理してみた。在華イギリス当局・商人と買辦・中国商人との関係に関する、また王朝国家と中国商人との関係の下での伝統中国の商業秩序とその崩壊に関する本書の斬新で刺激的な見解に対して、書評者として検討を加えなければならない論点は多々あると思うが、以下、条約特権を利用する中国人人脈の形成と「伝統中国商業秩序の崩壊」という問題に限って、検証してみたい。

本書の基本的な叙述の視線は、条約港社会にある。したがって具体的に言及される商業は、輸出入関連の取引である。「結論」でも指摘されているよ

うに、19世紀後半に条約港社会の数が増えていったといっても、中国社会全体のなかで占める比重は極めて微々たるものに過ぎない。この条約港社会が中国社会全体の秩序に与える影響の度合いは、そこで生じた事態、すなわち本書で繰り返し言及されてきた子口半税特権の規定や有限責任制企業の出現等が、内地社会に如何なる衝撃を及ぼしたかによって判定することができるであろう。この問題を考えるにあたって、本書で提示されている好個の事例が上海における絲廠の建設と、そのための子口半税特権を利用した原料繭の買い付けである。

周知のように、江南や浙西は中国のなかでも有数の蚕糸業地であった。なかでも湖州府下の農村で生産される生糸は七里糸として知られ、三大機業地の原料糸として使用されてきた。開港前後から絹織物に加えて生糸の輸出が盛んになり始め、19世紀末には茶を追い越して中国最大の輸出品となった。だが生産された生糸の多くが輸出に吸引されたわけではなく、とくに江浙蚕糸業地の生糸は国内消費の度合いが高かった。子口半税のような条約特権の行使が中国の旧商業秩序に与えた影響を検討する際に、主要な輸出関連商品の場合でさえも、生産額に占める国内消費の比率が長期にわたって高いことには留意しておく必要がある。

それでは上海における有限責任制絲廠の出現は、江浙蚕糸業地に如何なる影響を与えたのであろうか。子口半税特権を利用した買辦と無錫の有力地主の繭取引に対して危機感を抱いたのが上海絲業会館であり、その理由はこうした人脈が「遠からず彼らが地盤とする浙江省養蚕地帯全域」に広がり、「有力同郷同業団体の勢力基盤」が掘り崩されかねなかったからである（152頁）。だがこれは杞憂であったと考えるのが、真実に近いであろう。有限責任制を取るか否かはともかく、日清戦争後から上海の絲廠は増加していったが、拙著『中国近代製糸業史の研究』（汲古書院、1994年）で明らかにしたように、原料繭の買い付けは伝統的な蚕糸業地に食い込んでいくよりは、無錫・浙東の新興蚕糸業地から安徽のような外延部へと拡大していったからである。

伝統的商業秩序の一面が同郷同業団体による取引の独占であるとすれば、他の一面は釐金等の税金の請負徴収であり、この2つの面は不可分の関係にあった。したがって絲廠や繰綿加工工場での原料買付をきっかけとする在華外国商社による三聯単のばらまきで、釐金収入額が激減するという事態は（162頁）、論理上は当然想定できる。だが清末を通じて

釐金収入が減少の傾向をたどったかということ、そういうわけではない。子口半税の問題が生じてから、各地方では釐金収入を確保するためにさまざまな工夫を凝らしてきたのであり、浙江省では釐金の主要な収入源の一つである生糸について、1860年代から「先捐後售」の方式を採用し、しかも「認捐」（同業者による請負徴収）を実施してきたのである。

「先捐後售」や「認捐」の方式の採用は、上海の絲廠の原料繭に対しても同様であった。江浙地方で養蚕農民からの繭の買い付けにあたるのが繭行で、その同業団体が繭業公所であるが、この同業公所の経費は繭取引に対する釐金徴収に付加するかたちで確保されていた。繭業公所の創設は無錫や紹興から始まったが、無錫繭業公所の創始者は、本書において「伝統中国商業秩序」を崩壊に向かわせる中国人人脈をなす人物として名前があげられていた薛南溟と、旗昌洋行の買辦として繭の買い付けにあたった顧勉夫であった。どこまで取引独占を実現できたかはともかく、繭取引にうまみを発見した彼らは、内地社会においては伝統的な商業秩序の形態を採用したのである。

王朝国家の消滅とともに、旧商業秩序が必ずしも「全面瓦解」するに至ったわけではないことは、釐金収入額の推移からも推測できる。北京政府の時期を通じて釐金は地方財政の重要な税源であり続けたし、そうであるが故に各省ではその徴収維持のための政策を実施していった。金子肇が明らかにしたように、中華民国初期の江蘇省蘇属では「認捐」の実施によって子口半税の適用よりは有利になっていたし、浙江省では生糸や繭に対する釐金の課税額が清代よりはかなり減額されたが、収入総額は減少したわけではなかった。こうしてみると北京政府の時期においても、商取引と徴税をめぐる地方権力と地域社会との関係は、なお重要な研究課題であり続けているように思える。

清朝末期の条約港社会とその歴史的変遷に関して豊かな内容をもつ本書に対して、私の問題関心から一面的に論及してしまったように思う。最後に、とくに条約港での輸出品の取引をめぐる紛争とその解決、外国商社と買辦の関係の曖昧さに端を発した商事裁判の展開等に関する詳細な分析は、本書の貴重な貢献であることを指摘しておきたい。

（名古屋大学出版会、2004年6月、394頁、6,000円）